

様式第4号(第11条関係)

基建第535号
令和3年7月5日

第3区区长 原則幸 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和3年6月7日付けで提案がありました、第3区つなぐ郷南側入口道路沿い水路の改善(安全対策含む)について、令和3年度中に対応いたします。

対策内容では、水路勾配を確保するための底板工事を行い、また、転落防止として、水路の暗渠化を施工します。

対策には予算を必要とし工事までに期間を要することから、転落防止につきましては、応急対応を行います。

2 取扱いの理由

要望箇所について状況を把握するため令和3年6月16日に近隣住宅の関係者と現地立会調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

①水路の溜水の原因について

水路は住宅地開発により農業用水路でなくなり用水の押し水が無い
ため水路底板の隆起の影響を受け、雨水が溜まる状況が確認されました。

このため、環境改善のため水路勾配を確保する必要があります。

②水路沿い部分の水路転落防止対策について

水路沿いにある道路は、新住宅地の通学路となっています。このため、水路への転落防止対策を水路の暗渠化により行います。